



さいたま地裁

官製談合防止法違反事件に対する

不正事件に係る 調査特別委員会 調査報告

令和3年5月に元職員が官製談合防止法違反で逮捕され、さいたま地裁において懲役1年6カ月執行猶予3年の判決が確定した。また、田中工業元社長には懲役10カ月の判決が言い渡された。

町は再発防止対策の策定に取り組み、議会は「不正事件に係る調査特別委員会」を設置し、調査と再発防止策の検討を進めてきた。

この度の定例会において、当特別委員会の調査報告がなされた。

調査特別委員会 調査報告

委員会は議員11人（議長はオプザーバー）で構成し、委員長 関根議員、副委員長 石井徹議員の体制で推進した。委員会は建設工事の入札や契約で発生した他自治体の事件と報告書を研究した。そのためにもコンプライアンスに関する調査を2グループ、契約と入札の仕組みに関する調査を2

グループ、合計4グループに分け、調査作業を実施した。

グループの代表で構成する小委員会で調査結果を持ち寄り、討論を重ね、当特別委員会を3回開催し、合意を得て3月議会に提出・報告した。報告書の概要を次に掲載する。

基本方針と目的

事件を町の組織の課題として取り組み、事務手続き、及びコンプライアンスについて、再発防止と管理体制の構築・維持が出来るように、町に提言することを目的とする。

調査の範囲と本報告書の構成

刑事事件としての調査分析は行わず、警察と裁判に委ねる。

町提出の『鳩山町不正事件に係る再発防止対策報告書』を精査し、事件発生の背景と現状分析、再発防止策等への指摘と提言、これを持続維持管理するための提言で報告書を構成する。

事件の背景と現状分析

①組織と事務手続きに問題があると感じていたが、改善の提案がなかった。

②古い体質が残り、コンプライアンス意識が不十分で、組織として犯罪となるリスクが内在していた。

③担当者の知識・経験不足の結果、業者との接触機会が多く、情報漏洩の危険性が高まった。

④利害関係者との接触で守るべきコンプライアンスについて、具体的指針が不足していた。

再発防止策等への指摘と提言

①入札制度の改善のため、ランダム係数を使って、最低制限価格漏洩を防止すること。機密情報・書類等の管理の仕組みを強化すること。

②外部の有識者による「入札監視委員会」を設置し、談合・漏洩情報寄せられた場合、また、同じ業者が連続

して最低制限価格に近い落札を2回以上繰り返した場合等、速やかにこの委員会で検証すること。また、改善すべき点を指摘すること。

③コンプライアンス意識向上のため、指針の明示、マニュアルの整備、定期研修、誓約書の聴取（毎年度）、スピークアップ制度（問題に気づいた時、上司へ報告が困難な場合、直接委員会等に匿名で連絡出来る制度を導入すること）。

④随意契約についても不正誘発のリスク回避の対策を立案すること。

再発防止策維持管理

①再発防止策の確実な実行とPDCAによる改善活動の励行。

②コンプライアンス規定の精読と合意の誓約書徴取。

③職員は、リスクを感じた時、前向きに改善に取り組む姿勢を持つこと。

残された課題

再発防止策が講じられても、契約時の分析が不十分で、契約後に変更契約が必要となり、当初予算を大幅に超過するケースが発生している。その結果、一般財源の投入や町債で賄うことになり、町の財政の悪化と町債の長期間の返済が財政を圧迫する結果となる。

終わりに

事件を健全な行政運営実現のチャンスと捉え、今後の行政に活かしてもらいたい。



報告書が大賀議長より小峰町長に提出された。